

仕様書

- 1 件名
令和8年度東北農政局福島県内官用自動車の点検等業務単価契約
- 2 対象車両、点検項目及び予定数量
別紙「車両及び点検項目一覧表」（以下「一覧表」という。）のとおりとする。
なお、数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。
- 3 請負内容
 - (1) 受注者は、一覧表に定める車両配置場所ごとに契約等担当職員又は補助職員（以下「契約担当職員」という。）と協議の上、各車両の業務履行計画を策定する。
 - (2) 受注者は、前項の計画及び契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両配置場所より車両を取り、発注書に定める点検、検査等を実施の上、車両配置場所に返還するものとする。
ただし、契約担当職員及び受注者が合意の上で、契約担当職員が受注者の自動車分解整備事業場に車両を持込む場合には、当該事業場において返還してもよいものとする。
 - (3) 発注書及び単価表における件名の内容は次のとおりとする。
 - ア 小型貨物自動車における12か月点検〔継続検査〕とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第48条に基づく自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）第2条第3号に規定する別表第5（以下「別表第5」という。）において、12か月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。
なお、12か月点検〔継続検査〕（単価）には、ブレーキの分解・清掃作業代金、作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業代金及びブレーキオイル代金を含むものとする。
 - イ 小型貨物自動車及び普通特種自動車における6か月点検とは、別表第5において、6か月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。
 - ウ 普通乗用自動車、小型乗用自動車及び普通特種自動車における2年点検〔継続検査〕とは、点検基準第2条第5号に規定する別表第6（以下「別表第6」という。）において、2年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。
なお、2年点検〔継続検査〕（単価）には、ブレーキの分解・清掃作業代金、作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業代金及びブレーキオイル代金を含むものとする。
 - エ 普通乗用自動車、小型乗用自動車及び普通特種自動車における1年点検とは、別表第6において、1年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。
 - オ 保安確認検査とは、法第62条に定める継続検査のうち、法第3章に規定する保安基準に適合するか否かについて、法第74条の2に定める独立行政法人自動車技術総合機構において審査を受けること、又は法第94条の2に規定する指定自動車整備事業者における点検及び自動車検査員の証明を得ることをいう。
 - カ 検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。

- キ 各種交換部品（油類等含む。）の代金には、各種交換部品に作業工賃、使用済み部品（油類等含む。）の処分費用等の全てを含むものとする。
- ク エンジンオイル交換一式には、オイル、ドレンパッキン等のエンジンオイル交換に係る全ての部品を含むものとする。
- ケ エンジンオイル・エレメント交換一式には、エンジンオイル交換一式に加え、エレメント交換に係る全ての部品を含むものとする。
- コ A T F 交換には、オートマチックトランスマッショングルード等の交換に係る全ての部品を含むものとする（C V T 搭載車も含む。）。
- サ 補機ベルトとは、パワーステアリングベルト、オルタネーターベルト、エアコンベルト又は冷却ファンベルトとする。
- シ 下回防錆処理とは、4輪の足回り、ボディの下回周辺にパスター処理をするものとする。
- ス スチーム洗浄に係る洗浄部位は、車体（ボディ）、下まわり、エンジンルームとする。
- セ タイヤ装着については、装着したタイヤの空気圧調整及びホイールバランス調整を含むものとする。
- ソ 発煙筒交換時は、6か月以内に製造されたものを取り付けることとする。
- タ ブレーキパッド交換は、各々の車種のブレーキ構造に対応した交換部位とする。
- チ L L C 交換には、ラジエーター液（ロングライフクーラント）、パッキン等の交換に係る全ての部品を含むものとする。
- ツ 登録変更代行（ナンバー変更等）については、契約担当職員が委任状及び自動車保管場所証明書等を用意するが、それ以外の変更手続に必要な一切の費用は受注者の負担とする。
- テ E T C （エレクトロニックトルコレクションシステム）に係る作業は、別の車両への付替え又は登録変更代行に伴う作業とする。
- ト タイヤパンク修理については、ノーマルタイヤ及びスタッドレストイヤとするが、修理範囲は修理箇所が1箇所であって路面との接地面部分で、外側からの補修が可能なものとする。
- ナ その他
交換部品のうち、エンジンオイルについては、S M品質（A P I 規格）のものとする。
交換部品のうち、ワイパーべレードゴム、ワイパーべレード、スノーワイパーべレード、バッテリー及びエアコンフィルターについては、汎用品も可とするが、車種メーカー純正品と同等の規格と品質を有したものとする。

4 検査場所

検査場所については、別紙「検査場所一覧」のとおりとする。

5 環境負荷低減に向けた取組

（1）環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
イ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

（2）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- イ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

6 その他

- (1) 受注者は、車両の返還に当たっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。
また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿等を提出すること。
- (2) 組織改正等に伴い、一覧表に定める車両配置場所間の車両の移動、4に掲げる検査場所の名称の変更及び移転があった場合でも、契約は継承する。

別紙

車両及び予定点検項目一覧表

内訳)

検査場所一覧

| 番号 | 名称 | 住所 | 電話番号 | 契約担当官 |
|----|------------------------------------|---|--------------|---|
| 1 | 東北農政局 福島県拠点 | 〒960-8021 福島県福島市霞町1-46 (福島合同庁舎5階) | 024-535-0110 | 支出負担行為担当官 東北農政局長 |
| 2 | 東北農政局 震災復興室 | 〒979-1111 福島県双葉郡富岡町大字小浜字 中央3-6 | 0240-23-7462 | 支出負担行為担当官 東北農政局長 |
| 3 | 東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所 | 〒960-0241 福島市笛谷字稻場38-7 | 024-555-3780 | 分任支出負担行為担当官 東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所長 |
| 4 | 東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所 羽鳥ダム管理所 | 〒962-0623 福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字 水上5-1 | 0248-84-2211 | 分任支出負担行為担当官 東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所長 |